

外郭団体等見直し方針

1 趣旨

県は、外郭団体等（以下、「団体」という）を通じて、機動的かつ弾力的に実現しようとする行政目的の確実かつ効果的な達成を図るため、その設立及びあり方等に対して必要な関与を行ってきた。

平成 15 年の「三重県外郭団体改革方針」による見直しを実施した後、およそ 10 年が経過するなかで、社会経済情勢の変化も踏まえ、事業目的の妥当性や団体実施の必要性、団体経営の視点などから、団体の目的や事業内容について精査し、団体のあり方を見直すことが必要である。

また、各団体のあり方や団体の自主・自立の観点も考慮のうえ、現状の団体への県の関与が適切かどうかを確認し、必要な見直しを実施したうえで、県が関与すべき部分と団体に任せる部分など、今後の県の関与のあり方について明確化を図ることが必要である。

このため、団体が置かれている現状や問題点について県組織内での検討を行った結果、次のような問題点が認められた。

(問題点)

- ・ ニーズの低下による受託事業の大幅な減少がみられる。
- ・ 団体が提供するサービスの利用者数が減少している。
- ・ 社会情勢の変化などにより県や他団体との事業の重複がみられる。
- ・ 事業の実施にあたり、設定した目標が未達成となっている。
- ・ 中長期の視点に立った計画的な事業実施がなされていない。
- ・ 収支の赤字に対する効果的な対策がとられていない。
- ・ 補助金や基金の減少により事業費が減少している。
- ・ 経営状況を踏まえた事業の見直しが行われていない。

このような問題点の解消をはかるため、以下の視点で団体ごとの見直しを実施する。

2 見直しの視点

(1) 団体のあり方の見直し

① 事業目的の妥当性

- ・ 事業目的は、現在でも、県民や社会のニーズを真に反映しているか。
- ・ 時代状況の変化により、事業の必要性や期待する効果が低くなっているか。

(見直しの方向)

団体の存廃や抜本的なあり方の検討を行なう。

② 団体実施の必要性

- ・ 事業実施にあたっては、県とは適切に役割分担がなされているか。
- ・ 事業内容は、民間企業や他の非営利団体等では代替できないものか。

(見直しの方向)

団体の存廃や抜本的なあり方の検討を行なう。

県や他団体との役割分担の見直しや他団体による代替実施の検討を行う。

③ 団体経営の視点

ア 手段の有効性

- ・ 事業の実施により、期待される効果が実際に得られているか。
- ・ 事業実施にあたり的確な目標を設定しているか。

(見直しの方向)

事業見直しを検討するとともに、中長期経営計画の策定・見直しを行う。

イ 手段の効率性

- ・ 投入された資源量に見合った結果が実際に得られているか。
- ・ 必要な結果がより少ない資源量で得られる方法がないか。
- ・ 同一の資源量でより大きな結果が得られる方法がないか。

(見直しの方向)

事業手段の見直しや事業のスリム化を検討する。

ウ 緊要性

- ・ 妥当性、必要性、有効性、効率性が認められたとしても、団体の経営状況を勘案した場合、事業に緊要性が認められるか。

(見直しの方向)

事業の廃止やあり方の検討を行う。

(2) 県関与の見直し

次の項目について、県関与を縮小する方向で見直しを行う。

① 出資（出捐）等

- ・ 団体運営への参画の妥当性について、設立時の経緯等も踏まえて検証し、見直しを行う。
- ・ 公益法人制度改革にあわせて、法人移行後の県関与の必要性について検討する。

② 財政的支援（随意契約、補助金、損失補償等）

- ・ 団体への県の予算措置のあり方については、事業の検証を行い、必要性の有無からゼロベースで見直しを行う。

③ 人的支援（職員派遣、役員就任等）

- ・ 職員の派遣や知事、副知事等の団体役員等への就任について、必要性の有無からゼロベースで見直しを行う。
- ・ 県退職職員の団体への再就職について、より一層の手続きの透明性、公平性などの観点から見直し、「外郭団体等の県退職職員活用にかかる情報提供制度」の試行を実施する。

(3) その他

県の主要出資法人に係る経営状況等の審査及び評価については、平成 22 年度の政策総務常任委員会での指摘を受け、平成 23 年度実施の評価より法人の自己評価がより県民にわかりやすいものとなるよう、評価様式の見直しを行ったところであるが、よりの確な評価を実施するため次のとおり見直しの検討を行う。

- ・ 公益法人制度改革などの制度的な改革への対応に伴い、団体の新たな経営評価手法の検討を行う。
- ・ 団体の独立性や自立的運営に配慮しつつ、団体運営の透明性の確保や県民への説明責任などの観点から、対象範囲の検討を行う。

3 見直しの対象

下記の団体について見直しを実施する。(別紙一覧参照)

① 外郭団体

- ・ 県出資比率 25%以上の公益法人（一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人）や株式会社などの団体
- ・ 県出資比率 25%未満で、県が筆頭出資者である公益法人などの団体

② 県が下記の人的支援かつ財政的支援を実施する団体

(全国的な活動を行う団体を除く)

ア 県が人的支援を行う団体

- ・ 平成 24 年度に派遣法に基づき職員を派遣する団体

イ 県が財政的支援を行う団体

- ・ 平成 24 年度に補助金の支出を予定している団体
- ・ 平成 24 年度に損失補償又は債務保証を実施している団体

4 見直しのスケジュール

今後、この見直し方針に基づき、個別団体ごとのあり方及び県関与についての見直しを検討し、必要な調整を行い、団体ごとの改革方針を策定する。その検討状況については、11 月会議でその進捗を報告するとともに、平成 25 年 2 月会議に「外郭団体等改革方針（案）」として最終案を提出する。

この改革方針に基づき、三重県行財政改革取組期間である平成 27 年度までを集中的な見直し期間として、必要な見直しを実施する。

外郭団体等の見直し対象団体一覧

	部	団体名	備考
1	健康福祉部	(社福) 三重県厚生事業団	外郭団体
2	健康福祉部	(財) 三重ボランティア基金	外郭団体
3	健康福祉部	(財) 三重県小動物施設管理公社	外郭団体
4	健康福祉部	(財) 三重県生活衛生営業指導センター	外郭団体
5	健康福祉部	(公財) 三重県救急医療情報センター	外郭団体
6	健康福祉部	(公財) 三重こどもわかもの育成財団	外郭団体
7	環境生活部	(財) 三重県環境保全事業団	外郭団体
8	環境生活部	(公財) 三重県立美術館協力会	外郭団体
9	環境生活部	(財) 国史跡斎宮跡保存協会	外郭団体
10	環境生活部	(公財) 三重県文化振興事業団	外郭団体
11	環境生活部	(公財) 三重県国際交流財団	外郭団体
12	地域連携部	伊勢鉄道(株)	外郭団体
13	地域連携部	(一財) 伊勢湾海洋スポーツセンター	外郭団体
14	地域連携部	(財) 三重県武道振興会	外郭団体
15	地域連携部	(公財) 三重県体育協会	外郭団体
16	農林水産部	(公財) 三重県農林水産支援センター	外郭団体
17	農林水産部	(株) 三重県松阪食肉公社	外郭団体
18	農林水産部	(株) 三重県四日市畜産公社	外郭団体
19	農林水産部	(社) 三重県畜産協会	外郭団体
20	農林水産部	(社) 三重県青果物価格安定基金協会	外郭団体
21	農林水産部	(公社) 三重県緑化推進協会	外郭団体
22	農林水産部	(公財) 三重県水産振興事業団	外郭団体
23	農林水産部	(財) 三重県沿岸漁業者等海難救済基金協会	外郭団体
24	農林水産部	三重県漁業信用基金協会	外郭団体
25	雇用経済部	(株) 三重データクラフト	外郭団体
26	雇用経済部	(財) 三重県労働福祉協会	外郭団体
27	雇用経済部	(公財) 国際環境技術移転センター	外郭団体
28	雇用経済部	(公財) 三重県産業支援センター	外郭団体
29	雇用経済部	(財) 三重北勢地域地場産業振興センター	外郭団体
30	雇用経済部	三重県信用保証協会	外郭団体
31	県土整備部	(公財) 三重県建設技術センター	外郭団体
32	県土整備部	三重県土地開発公社	外郭団体
33	県土整備部	三重県道路公社	外郭団体
34	県土整備部	三重県住宅供給公社	外郭団体
35	県土整備部	(財) 三重県下水道公社	外郭団体
36	警察本部	(公財) 暴力追放三重県民センター	外郭団体
37	雇用経済部	(社) 三重県観光連盟	その他
38	警察本部	(公社) みえ犯罪被害者総合支援センター	その他